

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
茨城トヨタ自動車株式会社	茨城県水戸市泉町2-3-24	

2. 指名停止措置期間 令和4年9月2日～令和4年11月1日（2か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 物品・役務の提供

4. 事実概要

対象業者は、令和4年6月21日開札の「土浦消防署配置高規格救急自動車購入」において、契約したにもかかわらず、契約の解除を申し入れ、契約を解除された。

5. 指名停止理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）別表第2第15項第3号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1） 略 （2） 略 （3） 前2号に掲げるもののほか、その業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係 土浦市大和町9番1号 電話 029-826-1111 （内線）2226、2227
